

働きやすい
働きがいのある
職場として

「京都いきいき働く医療機関認定制度」 新たに1病院を認定！

当協会が京都府より受託運営しています「京都府医療勤務環境改善支援センター」では、平成29年1月から「京都いきいき働く医療機関認定制度」を開始しました。

職員一人ひとりがいきいきと輝ける職場づくりに取組むことを宣言し、勤務環境改善に取組む病院を当センターが認定します。

本制度により、自院の勤務環境における課題が明確になり、認定取得に向けた取組みを通じて職員のモチベーションを高め、さらには認定取得により働きがい・働きやすさを広くアピールすることで、人材確保・定着に繋がります。

5月9日に京都いきいき働く医療機関認定審査会が開催され、京都博愛会病院が基本認定50項目の達成基準を満たしていると判断し、働きやすい働きがいのある職場である「いきいき働く基本認定医療機関」として17病院目の認定を行いました。

認定までは、病院において当センターの実施確認が必要となります。実施確認は基本認定申請書の到着順で行いますので、達成基準を満たした病院は申請書を当センターまでご提出ください。



いきいき働く基本認定医療機関 (基本認定: 平成30年5月末現在)



京都府医療勤務環境 改善支援センター

Support Center News

June 2018. | Vol. 30



「いきいき働く医療機関宣言」受付中！

～勤務環境改善で人材確保・定着へ
改善に向けてまずは宣言を！～

平成30年5月末現在、73病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取組みを開始されています。
宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

いきいき働く宣言医療機関 (平成30年5月末現在)

※表示はセンターへの宣言書到着順

- | | | | |
|-----------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| ① 京都リハビリテーション病院 | ⑩ 京都久野病院 | ⑯ 京都きづ川病院 | ⑤6 市立福知山市民病院 |
| ② 京都ルネス病院 | ⑪ 第二久野病院(京都久野病院と統合) | ⑯9 宇多野病院 | ⑤7 田辺病院 |
| ③ 田辺中央病院 | ⑫ いわくら病院 | ⑯0 洛和丸太町病院 | ⑤8 蘇生会総合病院 |
| ④ 田辺記念病院 | ⑬ 相馬病院 | ⑯1 洛和会音羽病院 | ⑤9 京都双岡病院 |
| ⑤ 精華町国民健康保険病院 | ⑭ 向日回生病院 | ⑯2 洛和会音羽記念病院 | ⑥0 なごみの里病院 |
| ⑥ 京都九条病院 | ⑮ 亀岡シミズ病院 | ⑯3 洛和会音羽リハビリテーション病院 | ⑥1 富田病院 |
| ⑦ 西京病院 | ⑯ 綾部市立病院 | ⑯4 洛和会東寺南病院 | ⑥2 綾部ルネス病院 |
| ⑧ シミズ病院 | ⑰ 稲荷山武田病院 | ⑯5 身原病院 | ⑥3 六地蔵総合病院 |
| ⑨ ほうゆう病院 | ⑱ 京都博愛会病院 | ⑯6 洛西シミズ病院 | ⑥4 京都東山老年サナトリウム |
| ⑩ 宮津武田病院 | ⑲ 学研都市病院 | ⑯7 洛西ニュータウン病院 | ⑥5 金井病院 |
| ⑪ 松ヶ崎記念病院 | ⑳ 脳神経リハビリ北大路病院 | ⑯8 医仁会武田総合病院 | ⑥6 京都鞍馬口医療センター |
| ⑫ 長岡病院 | ㉑ 京都回生病院 | ⑯9 武田病院 | ⑥7 五木田病院 |
| ⑬ 京都南病院 | ㉒ 木津屋橋武田病院 | ⑯0 伏見岡本病院 | ⑥8 丹後中央病院 |
| ⑭ 新京都南病院 | ㉓ 嵐野病院 | ㉑ 京都岡本記念病院 | ㉑ 愛生会山科病院 |
| ⑮ 京都民医連中央病院 | ㉔ 京都南西病院 | ㉒ 亀岡病院 | ㉒ 宇治病院 |
| ⑯ もみじヶ丘病院 | ㉕ 十条武田リハビリテーション病院 | ㉓ 高雄病院 | ㉓ 京都桂病院 |
| ⑰ 三菱京都病院 | ㉖ 北山武田病院 | ㉔ なぎさ病院 | ㉔ 西陣病院 |
| ⑱ 吉川病院 | ㉗ 賀茂病院 | ㉕ 八幡中央病院 | ㉕ 大島病院 |

お気軽にお電話またはご来訪ください。

※ご来訪される場合、事前にご連絡をお願い致します。
病院訪問のご希望があれば、ご連絡ください。

京都府医療勤務環境改善支援センター
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー^{相談内容など}
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

業務時間

月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く）9時30分～17時30分

場 所

COCON 烏丸 8階（京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 620番地）

秘密は厳守します。

取組み事例

I. 働き方・休み方改善に関する項目

課題カテゴリー	病床数	主な病床機能	地域	取組み内容
勤務時間と休憩	200～299床	急性期	京都市内	職員より希望を募り、期間限定（約2ヶ月間）の夜勤専従看護師を選任し、72時間ルールへの対応、他の職員の夜勤に対する負担を軽減されています。また、夜勤専従看護師に選任された期間については、通常より月次の休日数を3日程度多く付与されています。
勤務時間と休憩	100～199床	急性期	北部	夜勤の2交代制において、多くの病院が仮眠時間を休憩時間の中に含めている中で、仮眠時間120分とは別途、休憩時間を90分設けており、職員の夜勤に対する負担を軽減されています。

I. 働き方・休み方改善に関する項目

課題カテゴリー	病床数	主な病床機能	地域	取組み内容
休日・休暇	200～299床	急性期	北部	個人の希望に沿った有休を取得することを目的として、各部署に「年休カレンダー」を設置し、そこへ取得希望日を記入することにより、有給休暇が希望日に取得しやすい環境へと整備されています。
休日・休暇	300床以上	高度急性期	京都市内	全職員を対象として、年1回公休と特別休暇を合わせた連続10日間のリフレッシュ休暇制度を導入し、休日・休暇の取得促進をされています。
労働条件・雇用	20～99床	回復期	京都市内	時間外労働、休日労働に関する協定届(36協定)において、多くの企業が法定限度時間(1ヶ月45時間、1年360時間)で届出をしている中で、実態に合った短い時間で届出をし、時間外労働を発生させないことへの意識付けをされています。(届出内容 例:1日:3～4時間、1ヶ月:40時間、1年:320時間)
労働条件・雇用	300床以上	急性期	京都市内	様々な院内情報が掲載された「職員ハンドブック」を毎年4月に発刊、改訂されています。このハンドブックにより職員は就業規則をはじめ、院内の情報を得ることができる環境へ整備されています。 <主な掲載内容>就業規則、病院理念、病院方針、個人情報保護、医療安全管理、院内暴言・暴力対応マニュアル、感染防止対策、ハラスメント対策 等々

II. 職員の健康支援に関する項目

課題カテゴリー	病床数	主な病床機能	地域	取組み内容
職員の健康支援	200～299床	慢性期	京都市内	全職員を対象として、法令を上回る年2回の一般健康診断を実施し、積極的に職員の健康支援に取組まれています。
職員の健康支援	100～199床	急性期	京都市内	パソコンを使用する業務は1時間を限度とし、その次の1時間30分は受付業務等、パソコンを使用しない業務に就かせることにより、眼精疲労を軽減されています。
職員の健康支援	300床以上	急性期	京都市内	パソコンにブルーライトカットフィルム貼り、職員の眼精疲労対策に取組まれています。
職員の健康支援	300床以上	その他	北部	腰痛対策として、希望者に腰痛予防ベルトを支給されています。
職員の健康支援	300床以上	その他	南部	メンタルヘルスの相談窓口を職員が関与しない、外部へ委託することにより、職員が相談しやすい環境へ整備されています。



産前・産後休業

(法第45条第1項及び第2項)

産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)くいずれも女性が請求した場合に限ります>産後は8週間 女性を就業させることはできません。(ただし、産後6週間を経過後に、女性本人が請求し、医師が支障ないと認めた業務については、就業させることはさしつかえありません。)

妊娠の軽易業務転換

(法第45条第3項)

妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な業務に転換させなければなりません。

妊娠婦等の危険有害業務の就業制限

(法第44条の3)

妊娠婦等を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることはできません。

5 月の活動内容

1 医療機関の勤務環境に係る実態把握

「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境マネジメントシステムの導入の促進を図ります。

◆「京都いきいき働く医療機関認定制度」認定実施確認
平成30年5月:1病院 < 平成30年度合計:3病院 >

2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行っています。

平成30年5月:1病院 < 平成30年度合計:1病院 >

3 勤務環境改善に取組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時医業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

労働基準法における母性保護規定

女性の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加とともに、少子化が一層進行する中で、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件を整備することは重要な課題です。

労働基準法では、下記の内容の産前産後休業や危険有害業務の就業制限等女性労働者の妊娠、出産等に関する保護規定があります。

院内の規定において、これらの内容が整備されているかこの機会に確認しましょう。

妊娠婦に対する変形労働時間制の適用制限

(法第48条第1項)

変形労働時間制がとられる場合であっても、妊娠婦が請求した場合には、1日及び1週間の法定時間を超えて労働させることはできません。

妊娠婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限

(法第48条第2項及び第3項)

妊娠婦が請求した場合には、時間外労働、休日労働、又は深夜業をさせることはできません。

育児時間

(法第47条)

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができます。

平成30年6月
病院訪問(2病院)
今後のスケジュール

4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

医療勤務環境改善研修会「働き方改革について」

日 時 : 7月24日(火) 午後1時30分～午後4時30分
場 所 : 市民交流プラザふくちやま
テ マ : ①「医療従事者の働き方改革について」
②「働き方改革への取組みについて(仮題)」
講 師 : ① 福島 通子 氏(塩原公認会計士事務所 特定社会保険労務士)
② 竹中 君夫 氏(社会医療法人明和会医療福祉センター法人本部人事主幹)
対 象 : 病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ各部門の管理者等
参加費: 無料 定員: 80名

日 時 : 12月13日(木) 午後2時～午後5時
場 所 : メルパルク京都

テ マ : ①「医療従事者の働き方改革について」
②「働き方改革への取組みについて(仮題)」
講 師 : ① 福島 通子 氏(塩原公認会計士事務所 特定社会保険労務士)
② 竹中 君夫 氏(社会医療法人明和会医療福祉センター法人本部人事主幹)
対 象 : 病院理事長・院長・事務長・看護部長をはじめ各部門の管理者等
参加費: 無料 定員: 120名